

公立大学法人山梨県立大学危険物等取扱規程

(平成22年4月1日制定 法人第2902号)

(目的)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「本学」という。）における毒物及び劇物並びに消防法適用危険物（以下「危険物等」という。）の管理について、責任体制を明確にするとともに、危害を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「消防法適用危険物」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7号に掲げるものをいう。

2 この規程において「毒物及び劇物」とは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に掲げるものをいう。

3 この規程において「学部等」とは、事務局、国際政策学部、人間福祉学部、看護学部、図書館、地域研究交流センター、保健センター、キャリアサポートセンター、国際教育研究センター及び地域人材養成センターをいう。

(事務局長の責務)

第3条 事務局長は、本学における危険物等による事故発生の防止及び安全の確保に関する業務を総括する。

(危険物等管理責任者)

第4条 危険物等を使用する学部等に危険物等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、危険物等を使用し、又は使用することとなった学部等の長からの申出に基づき、事務局長が指定するものとする。

(危険物等管理担当者)

第5条 管理責任者は、所属職員の中から、危険物等管理担当者（以下「管理担当者」という。）を指名することができる。

2 管理責任者及び管理担当者は、次条以下に定めるところにより危険物等の管理等を行うとともに、所属職員及び学生に対し安全な取扱い方法等について教育及び訓練を実施するものとする。

(毒物及び劇物の保管)

第6条 毒物及び劇物は、施錠できる堅固な専用保管庫（以下「保管庫」という。）で保管することとし、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 地震等の災害の対策として、保管庫の転倒防止措置並びに保管庫内の毒物及び劇物の容器転倒防止措置を講じること。

(2) 保管庫に「医薬用外劇物」の文字を表すこと。

(3) 保管庫の鍵は、自己の責任において保管すること。

(4) 保管庫は盗難・紛失防止のため、常に施錠しておくこと。

(5) 毒物及び劇物は必要最小限の量を保管すること。

(6) 毒物及び劇物以外の薬品を一緒に保管しないこと。

(7) 混合により発火等危険のある毒物及び劇物は、区別して保管すること。

(8) 毒物及び劇物の容器は、飲食物の容器として通常使用される物を使用しないこと。

(毒物及び劇物の管理)

第7条 毒物及び劇物を購入、使用又は廃棄したときは、管理担当者は、保管量及び使用量を把握しておかななければならない。

(毒物及び劇物の定期点検等)

第8条 管理担当者は、1年に1回、管理責任者が定める期日までに定期点検を、また、保管庫を更新したとき及び地震等の異常が発生したときはその都度点検を実施

し、管理責任者に報告しなければならない。

(毒物及び劇物の廃棄等)

第9条 管理担当者は、使用見込みのない毒物及び劇物について、専門処理業者に処分を委託する等、適正な廃棄処分を行わなければならない。

(事故防止等)

第10条 管理担当者は、毒物及び劇物を計画的に購入し、保管期間の短縮及び在庫の少量化に努めなければならない。

2 管理責任者は、毒物及び劇物の盗難、紛失を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(事故等の措置)

第11条 管理担当者は、毒物及び劇物の盗難及び紛失の事態が生じた場合には、速やかにその旨を管理責任者に届け出なければならない。

2 管理担当者は、毒物及び劇物の取扱いに係る不測の事態が生じたときは、速やかに管理責任者に届け出るとともに、その危害を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、前項の届出があった場合には、速やかに事務局長に報告するものとする。

(消防法適用危険物の管理)

第12条 消防法適用危険物を購入、又は廃棄したときは、管理担当者は、貯蔵量を把握しておかななければならない。

2 管理担当者は、1年に1回、管理責任者が定める期日までに、消防法適用危険物の貯蔵量と指定数量の倍数を、管理責任者に報告するものとする。

3 管理責任者は、建物ごとの貯蔵量と指定数量の倍数を集計し、事務局長に報告する。

4 消防法適用危険物を建物単位で指定数量以上に貯蔵する管理責任者は、危険物貯蔵庫において貯蔵するとともに、その旨を事務局長に報告しなければならない。

5 前項の報告に基づき、事務局長は、甲種又は乙種危険物取扱主任者名で所轄消防署に届け出をする。

(立ち入り調査・改善命令・届け出)

第13条 危険物等の定期点検に対して、管理責任者及び事務局長が必要と判断した場合は、立ち入り調査を行うことができる。

2 法規制に違反する管理が行われている場合、事務局長は当該管理責任者に改善命令を出すものとする。

3 改善命令を受けた当該管理責任者は、改善を計画・実施し、書面により管理責任者を経て事務局長に報告しなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、危険物等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。